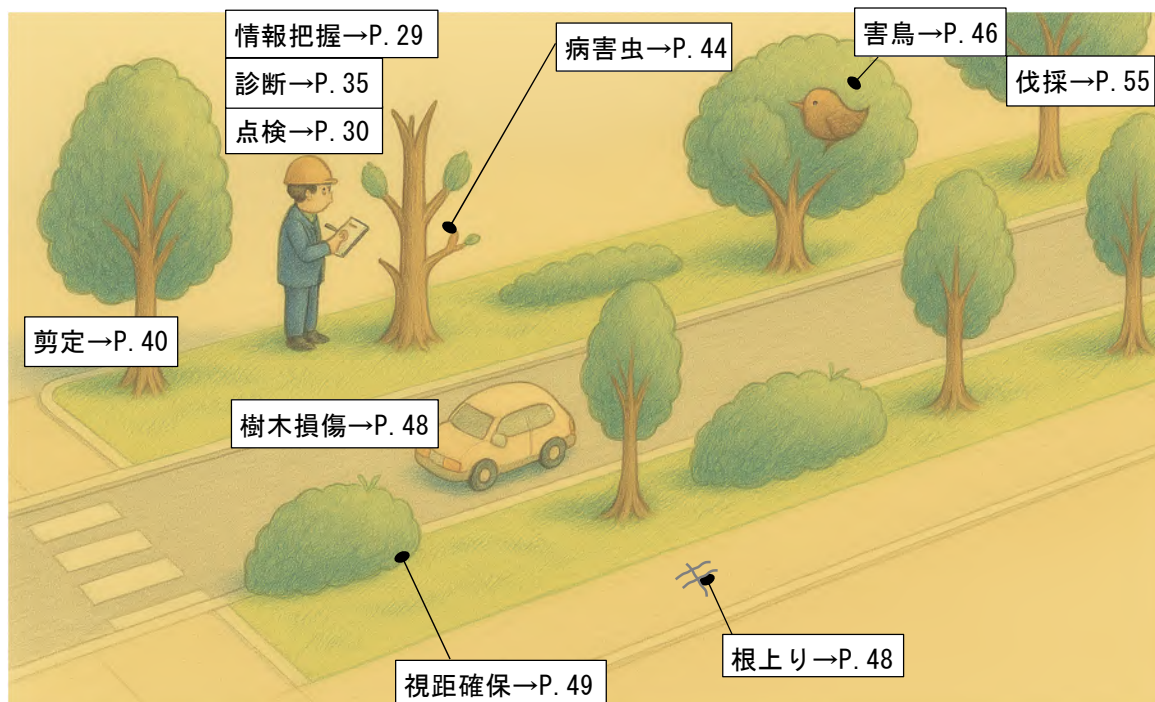


第4章 街路樹の維持管理

第4章の参照ページ



本区では、「江東区樹木管理等標準仕様書」を策定し、区内の街路樹及び公園など、緑地に関する維持管理の基本的な作業方法などを定めています。主な内容は、夏季・冬季の剪定方法や注意点、見本写真の掲載や樹木の健康管理、安全対策と作業基準、公園と道路の違いを考慮した管理などを掲載しています。

この仕様書をもとに、職員や緑地維持管理業務を行う委託業者が、統一した基準に沿って作業するよう努めています。

江東区樹木管理等標準仕様書（江東区ホームページ）

<https://www.city.koto.lg.jp/470701/jyumokukanr isiyousyo.html>



4-1 維持管理の重要性

(1) 街路樹の生育環境を踏まえた維持管理

街路樹は、道路景観の向上や沿道環境、自然環境の保全などを目的として道路空間に植栽されています。植栽後は樹木の生長により、道路へ支障を及ぼす場合があります。また、街路樹が植えられている植樹帯などは、公園や庭園などと異なり、電線、地下埋設物などの制約や踏圧などによる締固めの進行、腐植が蓄積しにくい劣悪な土壌であることが多いなど、樹木にとって適切な生育環境ではありません。加えて、根系が生育する場も限られており、樹種によっては歩道の浅い箇所へ根が伸長せざるを得ない場合もあり、街路樹にとっては厳しい生育環境となっています。

こうした状況の中で、街路樹が本来の役割を十分に発揮し、健全に生育していくためには、周辺環境や制約条件をふまえた総合的な視点による維持管理が必要です。

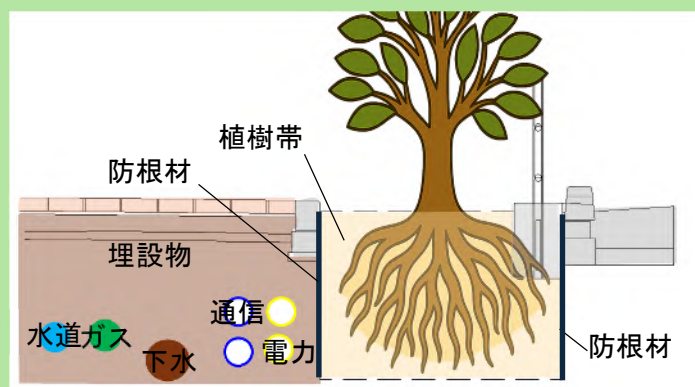
Column 街路樹は「都市の中で生きる木」

街路樹は、コンクリートやアスファルトに囲まれた都市の中で育っています。本来であれば、土の中で自由に根を広げることができますが、都市の中では植えられるスペースが限られており、水や栄養が不足するなど、厳しい環境に置かれています。

また、道路の下には水道管などの埋設物があるため、それらを守る目的で防根材が使われることがあります。これは、木の根が管や道路の構造物に入り込むのを防ぐ大切な役割を持っていますが、その一方で、根の広がりを制限してしまうこともあります。

さらに、通行の妨げにならないよう枝が剪定されることや歩行者や自転車の通行による土の締固め、建物による日当たりの不足、工事に伴う根の損傷など、都市特有のさまざまな要因が生育に影響を与えています。

街路樹は、このような制約を受けながらも、都市の中で元気に育っています。



歩道下の断面イメージ図

※あくまでイメージであり、実際の施工とは異なります。

4-2 街路樹の適切な維持管理に向けた取組～情報把握と整理～

(1) 道路の損傷連絡・要望システム(LoGo フォーム)

区民が街路樹の異常を発見した場合、損傷状況などを区へ連絡する手段として「道路の損傷連絡・要望システム」を構築しています。

損傷などの事例：繁茂して見通しが悪い
通行の支障になる
害虫発生
キノコが生えている など

道路の損傷連絡・要望システム（江東区ホームページ）
<https://www.city.koto.lg.jp/470708/machizukuri/dorohashi/hozen/dorohozen-logoform.html>



入力フォーム

入力1 入力2 確認 完了

Q2. 種類を選択してください 必須

- ☐ 車道舗装
- ☐ 歩道舗装
- ☐ 排水施設（L形側溝・田舎よ・雨水集水ます）
- ☐ 道路標（ガードレール・ガードパイプ等）
- ☐ 道路のポール（ポラード・ポストコーン等）
- ☐ カープミラー
- ☐ 街路樹
- ☐ 路地
- ☐ 道路の清掃
- ☐ 不法投棄
- ☐ 看板・標識
- ☐ 照明灯・時計（管理番号が分かりであればQ3にご入力ください）
- ☐ 不正使用
- ☐ その他

Q3. 具体的な損傷、要望内容をご入力ください 必須

Q4. 損傷、要望場所を選択してください
正確な位置が指定されていない場合、対応できません。 必須

地図 航空写真

Google

緯度 必須 経度 必須

現在地を計測

図 4.2.1 損傷などの連絡イメージ

(2) 日常点検

本区における点検は、国土交通省策定の「街路樹点検の実施促進のためのガイドライン」（令和 8 年 3 月）を参考に、区の実情を考慮して行います。

① 点検の目的

道路植栽の適切な維持管理には、日常の点検を実施し、樹木の生育状況などに応じたきめ細かな対応を行う必要があります。そのためには、点検した情報を随時収集し、そのデータ管理及び活用を行い、樹木管理作業へとつなげていくことが必要となります。

② 点検の項目や概要、調査方法、点検者など

街路樹の点検は、月 1 回の定期パトロール時に実施する「通常点検」、詳細な点検を行う「定期点検」、台風などの暴風雨の発生時に行う「警戒点検」の 3 項目に分かれています（表 4.2.2）

表 4.2.2 点検項目や点検概要、調査方法、点検者

項 目	点検概要	調査方法	点検者
通常点検	・ 建築限界（車道・歩道側） ・ 道路施設との競合（標識の視認阻害、街路灯の照射阻害など） ・ 支柱の破損 ・ 枯損木・生育不良木・傾斜木 ・ ぶら下がり枝（折れ） ・ 歩道の根上り・舗装クラック	基本、車内より目視 ※必要に応じ近接目視	区職員 委託作業員 1
定期点検	通常点検に以下を追加 ・ 葉の状態 ・ 先端枝の枯れ ・ 枯死・著しい衰弱 ・ キノコの有無 ・ 亀裂 ・ 開口空洞 ・ 樹皮枯死、欠損、腐朽 ・ 病虫害（穿孔痕、フラス） ・ 揺れ ・ 主幹と土壌の隙間 ・ 樹木保護材による損傷・食い込み ・ 防護柵などの構造物への干渉	徒歩にて近接目視、触診	委託作業員 2
警戒点検	・ 街路樹の倒木や枯枝（落枝の状況確認）	原則、車内より目視 必要に応じ近接目視	区職員 委託作業員 1

- ※1 委託作業員 1＝道路施設維持作業委託の作業員
委託作業員 2＝道路緑地維持管理委託の作業員
- ※2 点検時に、特定外来生物に指定された植物（オオキンケイギクなど）を発見した際は、国や都のガイドラインなどを参考に適切に除去を行います。



写真 4.2.3 オオキンケイギク

【出典】環境省「ホームページ（外来種写真集：植物）」
(<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html>)

③ 点検の時期・実施頻度

街路樹の点検は項目ごとに、時期と頻度を定め行います（表 4.2.4、表 4.2.5）。

表 4.2.4 点検の時期

項目	点検の時期	備 考
通常点検	通年	定期道路パトロール時に実施
定期点検	5 月～7 月	台風シーズン前の枯れ枝などによる落下事故を未然に防ぐため、葉が茂り、樹木の全体像が見やすく、枯れ枝が見つけやすい時期に実施
警戒点検	暴風雨の発生時	「江東区水防対策要領」を参考に、土木部河川公園課や水辺と緑の事務所と連携を図りつつ実施

表 4.2.5 点検の実施頻度

項目	点検頻度	備 考
通常点検	毎月 1 回	
定期点検	1 年に 1 回	優先的に点検すべき街路樹を有する路線(表 4.2.6)については、概ね 1 年に 1 回の点検を行うように計画
	5 年に 1 回	深川地域（西部）・城東地域（東部）・南部地域（臨海部）をそれぞれ 5 年に 1 回一巡できるように計画
警戒点検	必要に応じ実施	

④ 定期点検の考え方

本区では、街路樹の定期点検について、区内全体を5年に一巡する計画のもと管理を行っています。その中でも、倒木などの事故が発生するおそれがある路線や事故が発生した際に大きな被害が想定される路線などを優先的に点検することとし、概ね1年に1回の定期点検を実施することとします(表4.2.6)。また、過去5年の間に倒木・落枝などが発生した樹種については、事故再発防止の観点から、必要に応じて適宜点検を行います(表4.2.7)。

表 4.2.6 優先的に点検を行う街路樹

優先的に点検すべき街路樹	点検目的
管理区域において、過去5年間に倒木・落枝などによる事故が発生した同路線かつ同樹種の街路樹	倒木・落枝などの再発による事故の防止
緊急輸送道路（第1～第3次）に指定された路線に現在する街路樹	災害時における緊急輸送道路の円滑な通行の確保
通学路に指定された路線に現在する街路樹	通学における児童の安全・安心の確保

表 4.2.7 適宜点検を行う街路樹

適宜点検が必要な街路樹	点検目的
管理区域において、過去5年に倒木・落枝などによる事故が発生した同樹種の街路樹	リスクの高い樹種の街路樹による事故の防止

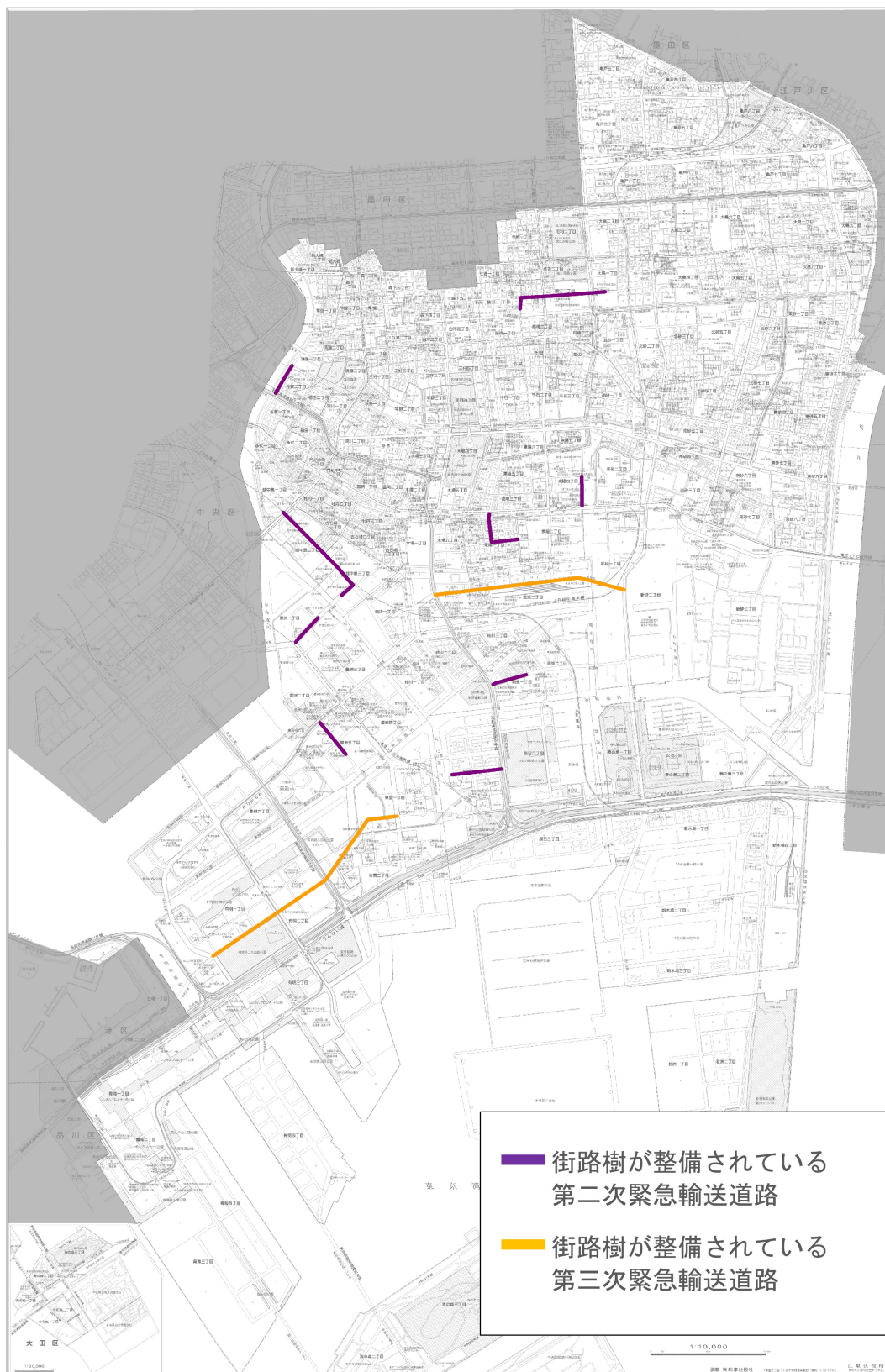


図 4.2.8 街路樹が整備されている緊急輸送道路（区道）（令和 8 年 3 月末時点）

東京都の緊急輸送道路をもとに江東区作成

東京都の緊急輸送道路（東京都建設局ホームページ）

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/road/saigai/kinkyu_yusou



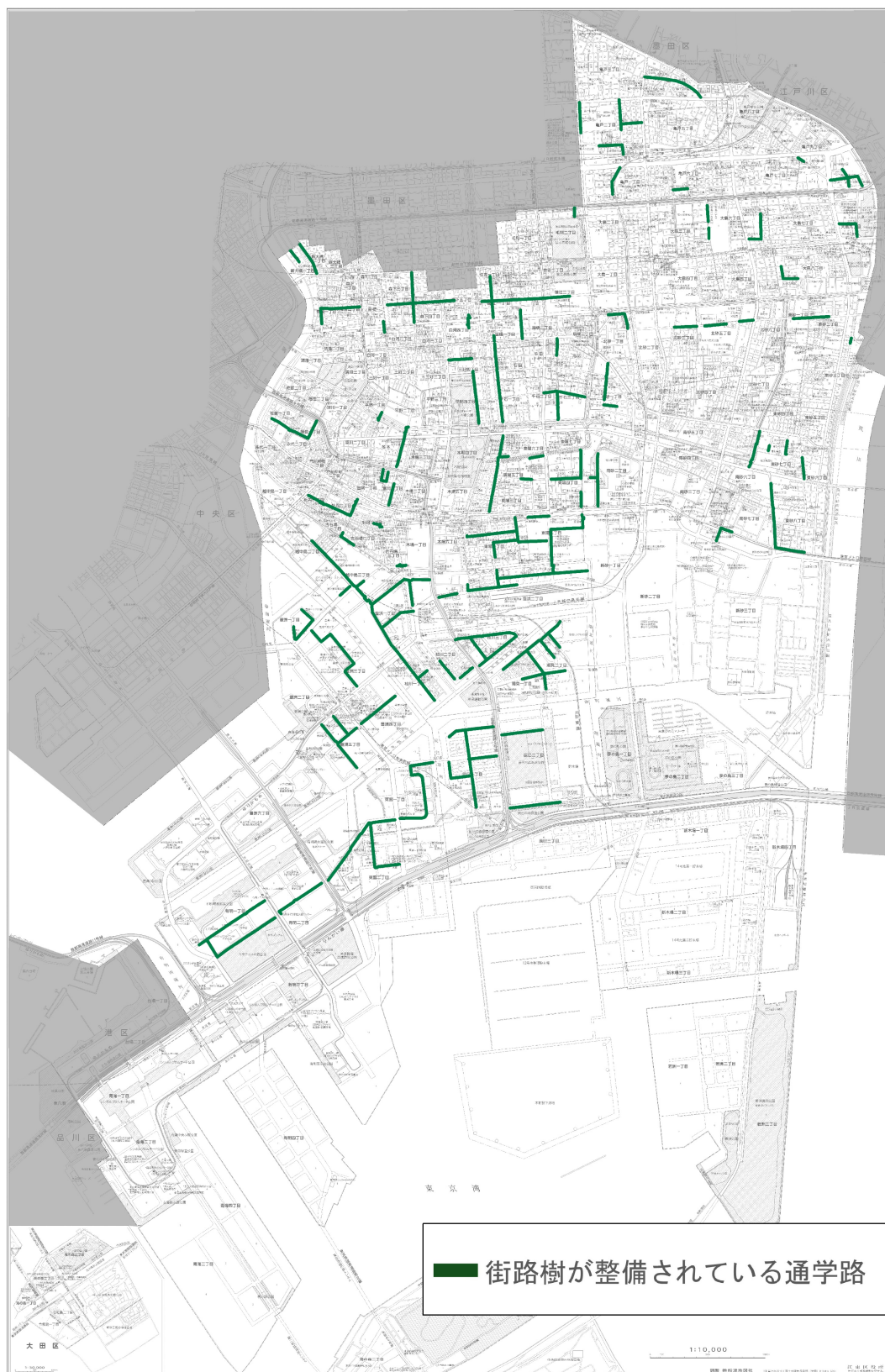


図 4.2.9 街路樹が整備されている通学路（区道）（令和 8 年 6 月時点）

通学路（統合安全対策管理システム）をもとに江東区作成

通学路（統合安全対策管理システム）

<https://koto-kyoiku.jp/SecurityManager/index.html>



⑤ 街路樹診断の実施基準

「定期点検」により、点検表（表 4.2.10）の「通常点検」以外の項目に異常がある場合は、街路樹診断（外観診断）を行うこととします。

【点検表】

表 4.2.10 点検表

街路樹調書

No.

地区名		住所			
管理番号		認定路線番号		街路樹路線番号	
樹種		樹木分類		高木・中木	
植栽位置		幹周(cm)高木		X (経度)	
支柱形状		樹高(m)中木		Y (緯度)	

点検項目		異常・該当あり	点検項目		異常・該当あり
定 通 期 常 点 点 検 検	建築限界越え車道側		定 期 点 点 検 検	キノコの有無	
	建築限界越え歩道側			開口空洞	
	道路施設との競合※			樹皮枯死・欠損・腐朽	
	支柱直し・撤去			病虫害（穿孔痕、フラス）	
	太枝枯れ・折れ			揺れ	
	根上がり・舗装クラック			不自然な傾斜	
定 検 期 期 点 点 検 検	葉の状態		その他 特記事 項		
	先端枝の枯れ				
	枯死・著しい衰弱				

※標識の視認障害、街路灯の照度障害等

点検結果	☐ 概ね良好・異常なし ☐ 維持管理の処置が必要 ☐ 樹木の外観診断が必要		
------	--	--	--

写真	
全景	異常部

※その他特記事項には、キノコ発生部位や種類、樹木異常の内容と部位、維持管理処置の必要理由や程度などを記載。

(3) 街路樹診断

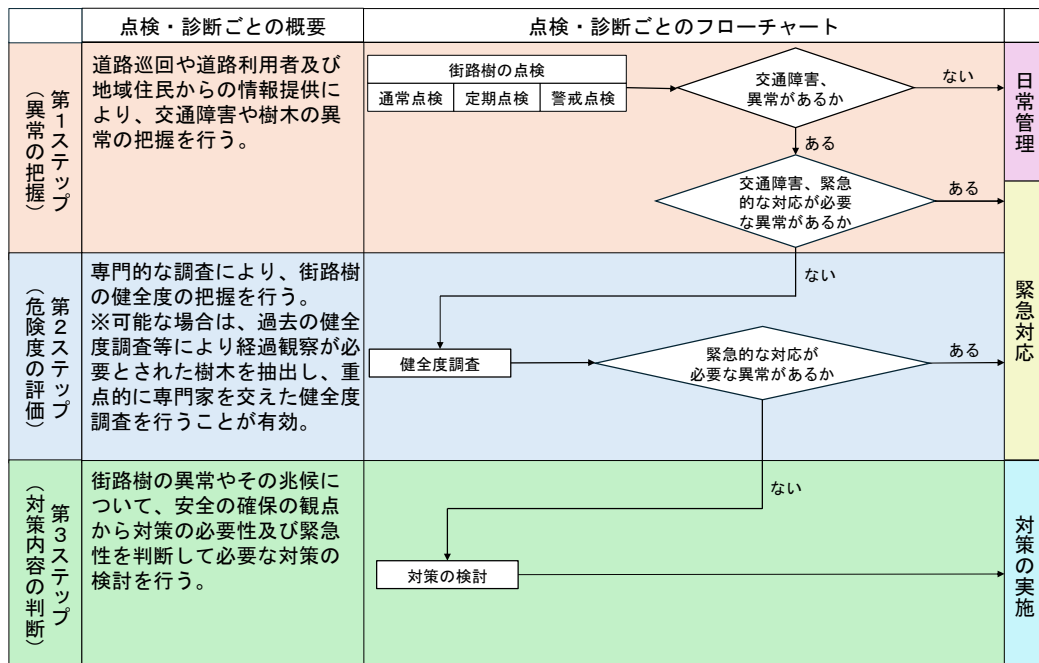
① 街路樹診断の必要性

街路樹診断は、樹勢不良や倒木、落枝などの危険木を早期発見し、適切な処置を行うための点検・診断作業です。中長期的な視点から、常に街路樹の状況を把握することが必要です。

② 点検・診断の流れ

街路樹の点検・診断は、主に道路管理者が自ら実施する第1ステップと、必要に応じて専門家を交えて行う第2ステップ・第3ステップの3つのステップに分けて行います（表 4.2.11）。

表 4.2.11 街路樹の点検・診断の流れ



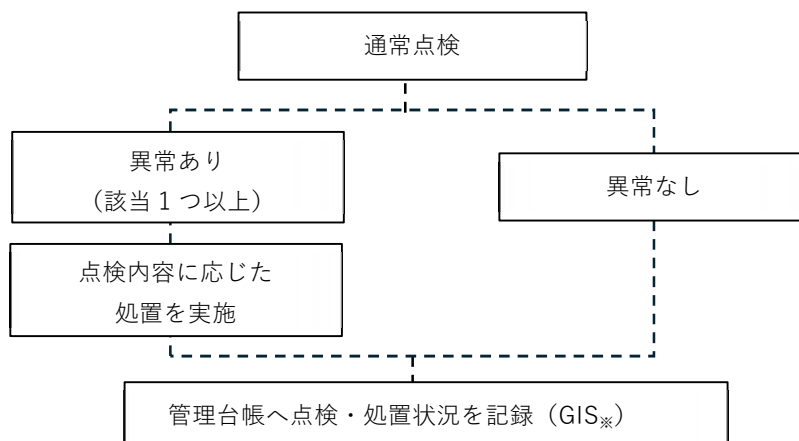
【出典】国土交通省 道路局「街路樹点検の実施促進のためのガイドライン」

(令和8年3月)をもとに江東区作成

(<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/gairoju/pdf/r8guideline.pdf>)

【点検のフロー】

～通常点検の基本的な流れ～



※GISとは・・・地理情報システム (GIS: Geographic Information System)
地理的なデータを収集、管理、分析、表示するためのシステム

図 4.2.12 通常点検フロー詳細図

～定期点検の基本的な流れ～

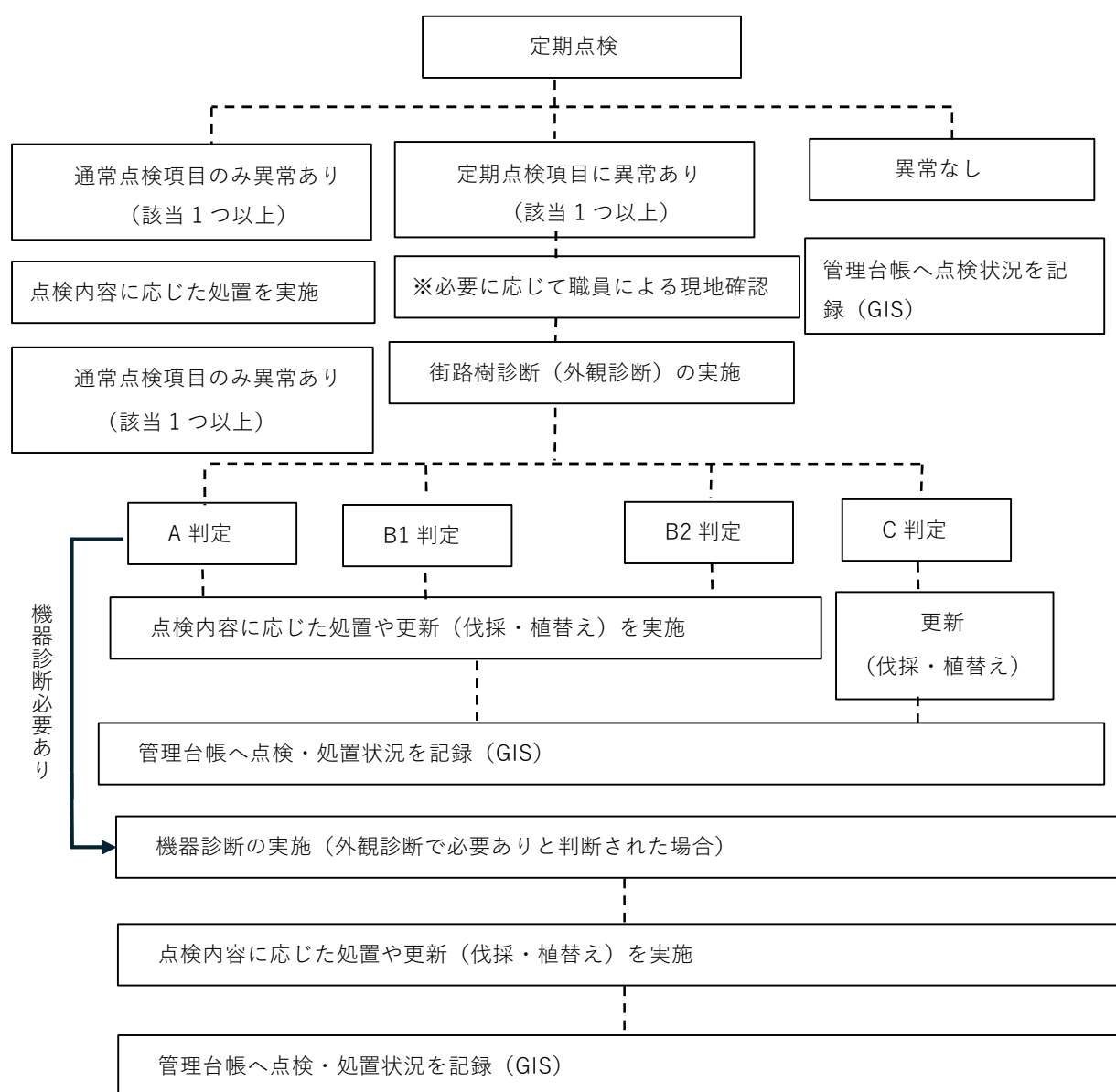


図 4. 2. 13 定期点検フロー詳細図

～警戒点検の基本的な流れ～

警戒点検は、地図（住所、位置、状況を記載）と現地写真を作成の上、担当職員へ報告します。報告を受けた担当職員は、委託業者と調整を図り、倒木後の樹木撤去や落ち枝の回収などの作業にあたるよう調整を図ります。

③ 街路樹診断の内容

樹木の外観を目視などにより健全（A）、注意すべき被害（B1）、著しい被害（B2）、不健全（C）の4段階で行います。診断の結果がA、B1、B2で機器診断の必要ありとなった場合は、必要に応じて委託による機器診断を行い、健全性を確認した上で、必要な処置を実施します（図 4. 2. 13）。